

# 第1回 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録

日 時	令和6年12月2日(月) 午後1時30分から2時30分まで
開催場所	鶴見区役所6階8号会議室
出席者	<p><b>【選定委員会委員】</b>          委員長 皆川 慈保 (鶴見区民生委員・児童委員協議会副会長)          委員 <b>【常任委員】</b>          石井 キヨ子 (鶴見区社会福祉協議会ボランティア分科会会長)          祝出 真紀子 (鶴見区地域子育て支援拠点「わっくんひろば」施設長)          斉藤 達之 (鶴見区地域活動ホーム「幹」施設長)          堀野 美奈子 (中小企業診断士)          本間 忠志 (鶴見事業者連絡会“つばさねっと”副会長)</p> <p><b>【臨時委員】</b>          鶴内 洋 (潮田中央地区連合会会長)          上田 久美子 (潮田東部地区自治会連合会会長)          本田 健二 (潮見橋地区連合会会長)          中村 壽晴 (潮田西部地区自治連合会会長)          増田 勇 (小野町地区自治連合会副会長)          渡邊 浩 (矢向地区連合町内会会長)          黒川 治宣 (江ヶ崎町内会会長)          天木 久雄 (寺尾地区自治連合会会長)          松本 真治 (寺尾地区自治連合会副会長)          山崎 省三 (生麦第二地区連合会会長)          海老塚 伸一 (生麦第二地区社会福祉協議会会長)          大塚 祥司 (駒岡地区連合会会長)          佐々木 泰広 (上末吉地区自治連合会会長)          荏原 道江 (法人下末吉連合会会長)          石川 建治 (生麦第一地区連合会会長)          飯田 正二 (生麦第一地区社会福祉協議会会長)</p> <p><b>【事務局】</b>          鶴見区福祉保健センター長 市川 裕章          鶴見区福祉保健センター担当部長 黒川 正人          鶴見区福祉保健課長 藤牧 武之          鶴見区高齢・障害支援課長 高橋 陽子          鶴見区福祉保健課事業企画担当係長 高菱 純平          鶴見区福祉保健課事業企画担当 大竹 遥、島田 達也</p>
欠席者	有り (鈴木 利彦委員、峯尾 武巳委員)

開催形態	一部公開（指定管理者選定スケジュール、公募要項等、評価基準及び審査方法について非公開）（傍聴者0人）
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鶴見福祉保健センター長挨拶</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 委員会の概要について</li> <li>4 委員長選出</li> <li>5 鶴見区内地域ケアプラザ（6施設：潮田地域ケアプラザ、矢向地域ケアプラザ、寺尾地域ケアプラザ、東寺尾地域ケアプラザ、駒岡地域ケアプラザ、生麦地域ケアプラザ）に関する指定管理者の選定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議の公開・非公開について</li> <li>(2) スケジュール、公募要項及び応募関係書類について</li> <li>(3) 評価基準及び審査方法について</li> </ol> </li> </ol>
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長に皆川委員を選出、委員長職務代理者に斉藤委員を指名。</li> <li>2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。  第1回 指定管理者選定スケジュール、公募要項、評価基準及び審査方法等  第2回 応募団体の面接審査（※当該施設の他の応募団体のみ）、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び次点候補者の選定、講評</li> <li>3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。</li> <li>4 公募要項等について、事務局案のとおり決定。</li> <li>5 評価基準、採点方法及び審査方法等について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、2月上旬～中旬に資料を送付し、各委員において書類審査（仮採点）を行うことを決定した。</li> </ol>
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>1 委員会の概要について</b> 事務局から選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項について説明。</li> <li><b>2 委員長選出</b> 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第6条第1項に基づき、委員長に皆川委員を選出。 同条第3項に基づき、委員長が職務代理者に斉藤委員を指名。</li> <li><b>3 会議の公開・非公開について</b> (事務局) 公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。 【第1回選定委員会】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者選定スケジュールについて</li> <li>・公募要項等について</li> <li>・評価基準及び審査方法について</li> </ul> </li> </ol>

**【第2回選定委員会】**

- ・応募団体の面接審査

※面接順が後の団体が質問内容を把握することで、面接において有利になることが予想されることから、当該施設の他の応募団体についてのみ非公開。

- ・指定候補者及び次点候補者の選定、講評

(委員長)

事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

**4 スケジュール、公募要項及び応募関係書類について**

(事務局)

資料のとおり事務局案を説明。なお応募がなければ再公募を行うことを説明。

(委員)

評価項目8に係る、前期の指定管理業務の実績報告書は仮採点資料と一緒に送られてくるのか。

(事務局)

仮採点資料と一緒にお送りさせていただく。

(委員)

採点基準に悩むことがあればどうすればいいのか。

(事務局)

採点は各委員において行っていただきたいため、項目ごとの評価の視点を確認いただきながら、採点いただきたい。

(委員長)

その他、特に意見が無ければ、事務局案のスケジュール、公募要項及び応募関係書類に基づいて、公募及び選定を行うということよろしいか。

(委員)

異議なし。

**5 評価基準及び審査方法について**

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・公募要項の「評価基準項目」に記載のとおり。

○評価方法

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目1～6は5段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。

- ・評価項目 7 (1) は「0 点」又は「6 点」の 2 段階評価とし、(2) はアからウまでそれぞれ「0 点」又は「3 点」の 2 段階評価とする。
- ・評価項目 8 (1) は-5～5 点の 11 段階で評価を行い、(2) は「0 点」又は「-5 点」の 2 段階評価とする。
- ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者が、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

#### ○採点方法

- ・応募書類について、応募書類の受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時にパワーポイント等で説明をすることや、資料を配付することは事前の申し出を条件として可能とする。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、1 団体 30 分（プレゼンテーション 15 分＋質疑応答 15 分）とし、応募団体数に応じて変更する。

#### ○最低制限基準の設定

- ・応募団体が 1 団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第 2 回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

#### 【第 2 回選定委員会の出席委員数が 6 人以上の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目 7 及び 8 を除く評価基準項目の合計点（満点：潮田地域ケアプラザ、寺尾地域ケアプラザ及び駒岡地域ケアプラザ 305 点、寺尾地域ケアプラザ及び東寺尾地域ケアプラザ 295 点、生麦地域ケアプラザ 290 点）に、第 2 回選定委員会出席委員数から 2 人除いた委員数を乗じて算出した点数の 60%とする。
- ・なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第 2 回選定委員会出席委員のうち、評価項目 7 及び 8 を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目 7 及び 8 を除いた採点を合計した点数で比較することとする。
- ・また、最高点をつけた委員が 2 人以上いる場合又は最低点をつけた委員が 2 人以上いる場合は、それぞれ 1 人分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

#### 【第 2 回選定委員会の出席委員数が 6 人未満の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目 7 及び 8 を除く評価基準項目の合計点（満点：潮田地域ケアプラザ、寺尾地域ケアプラザ及び駒岡地域ケアプラザ 305 点、寺尾地域ケアプラザ及び東寺尾地域ケアプラザ 295 点、生麦地域ケアプラザ 290 点）に、第 2 回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点

	<p>数の 60%とする。</p> <p>○得点について</p> <p><b>【第 2 回選定委員会の出席委員数が 6 人以上の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第 2 回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。</li> <li>・なお最高点をつけた委員が 2 人以上いる場合又は最低点をつけた委員が 2 人以上いる場合は、それぞれ 1 人分の採点のみを合計点から除くこととする。</li> </ul> <p><b>【第 2 回選定委員会の出席委員数が 6 人未満の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。</li> </ul> <p>○指定候補者等の選定</p> <p>選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。</p> <p>同点 1 位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定候補者を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①総得点で 1 位をつけた委員が多かった団体</li> <li>②小項目で 5 段階評価の最低評価（＝ 1 点）をつけた委員が少なかった団体</li> <li>③ 5 段階評価の最高評価（＝ 5 点）がついた小項目の数が多かった団体</li> <li>④同点者間の決選投票を実施し、票数が同数の場合には委員長の判断（委員長）</li> </ol> <p>評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。</p> <p>（委員）</p> <p>異議なし。</p>
<p>資 料</p> <p>特 記 事 項</p>	<p><b>1 資料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿</li> <li>(2) 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</li> <li>(3) 横浜市鶴見区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</li> <li>(4) 会議の公開・非公開について（案）</li> <li>(5) 鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュール（案）</li> <li>(6) 公募要項及び応募関係書類（案）</li> <li>(7) 評価基準及び審査方法について（案）</li> <li>(8) 「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法（案）</li> </ol>

	<p><b>2 特記事項</b></p>
--	----------------------

今回は、令和7年3月24日（月）～27日（木）のいずれか2日に分けて開催予定。開催日時及び場所は、後日連絡する。